

## 郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市中心市街地における遊休不動産の利活用を図るために、中心市街地の遊休不動産をリノベーションする事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 郡山市中心市街地機能活性化ビジョンにおいて中心市街地と定めた別図に定める区域をいう。
- (2) 重点区域 ウォーカブルなまちづくりを進めるため、重点的に支援を行う別図に定める区域をいう。
- (3) 遊休不動産 6か月以上利活用されていない空き家、空き店舗（店舗併用住宅の場合には、店舗として利用する部分に限る。）、空きビル（一部のみ利活用されていないものも含む。）等の不動産をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 大型商業施設内の一部を借用して営業するもの
  - イ 店舗等と住宅の併用住宅で、店舗等部分と住宅部分が明確に分離できないもの（リノベーション実施後利用を開始するまでに分離することができるものは除く。）
- (4) リノベーション 用途の変更や新しい機能を加えるために行う改修工事等により、遊休不動産を再生することをいう。
- (5) 利活用事業 補助事業完了日（複数年度に渡る場合、最初に補助金の交付を受けた補助事業完了日）から1年以内に開始する次のいずれかに該当する事業をいう。
  - ア 店舗の運営事業（小売業、宿泊業、飲食サービス業及び生活関連サービス業を行うものに限る。）
  - イ オフィスの運営事業
  - ウ 業務支援施設（コワーキングスペース、会議室等）の運営事業
  - エ コミュニティスペース等地域の活性化に寄与すると認められる施設の運営事業
  - オ アからエまでに規定する事業を行う者に対して、リノベーションした遊休不動産を賃貸する事業
  - カ その他市長が適当と認める事業
- (6) ウォーカブル推進都市 国土交通省が募集する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、賛同した都市同士で国内外の先進事例などの情報共有を行い、その他政策づくりに向けた国と地方とのプラットフォームに参加し、ウォーカブルなまちづくりを共に推進する都市のことをいう。

2 前項第5号に規定する利活用事業は次のいずれかに該当するものでないこと。

- (1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行うもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連

特殊営業に該当する事業を行うもの

- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (4) 利活用事業に関して必要な許認可等を取得していないもの
- (5) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき利活用事業を行うもの

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う個人又は団体（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除く。

- (1) 同一の遊休不動産において、同一の利活用事業を行うために本補助金の交付を受けたことがあり、交付限度額（別表1中補助金の額の欄に規定する限度額をいう。）に達した者
- (2) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当していると認められる者
- (3) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、別表2のとおりとする。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 補助事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 2年以上利活用事業を継続して実施する又は利活用事業を実施する者と2年以上の賃貸借契約を締結すること。

(3) 市内事業者（郡山市内に本社、支社等を有する者。以下同じ。）が施工すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業市外事業者選定理由書（第5号様式）を提出することで市外事業者の施工も可能とする。

ア 市内事業者では施工できない工事等の発注

イ 市内事業者では取り扱いのない備品等の発注

ウ その他市内事業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認めるもの

(4) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(5) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(6) 重点区域においては、本市が「ウォークブル推進都市」であることに鑑みて「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出に努めること。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業収支決算書（第6号様式）とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

(1) 郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業実績報告書（第7号様式）

(2) 補助対象経費の内訳及びリノベーション実施内容が確認できる書類

(3) リノベーション実施前及び実施後の写真（内観及び外観）

(4) 補助対象経費の支出を確認できる領収書等の写し

(5) その他参考となる資料

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第20条に規定する市長の承認を受けようとする補助事業者は、郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業取得財産処分承認申請書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。この場合において、同表の耐用年数等が5年以上のものは、5年とする。

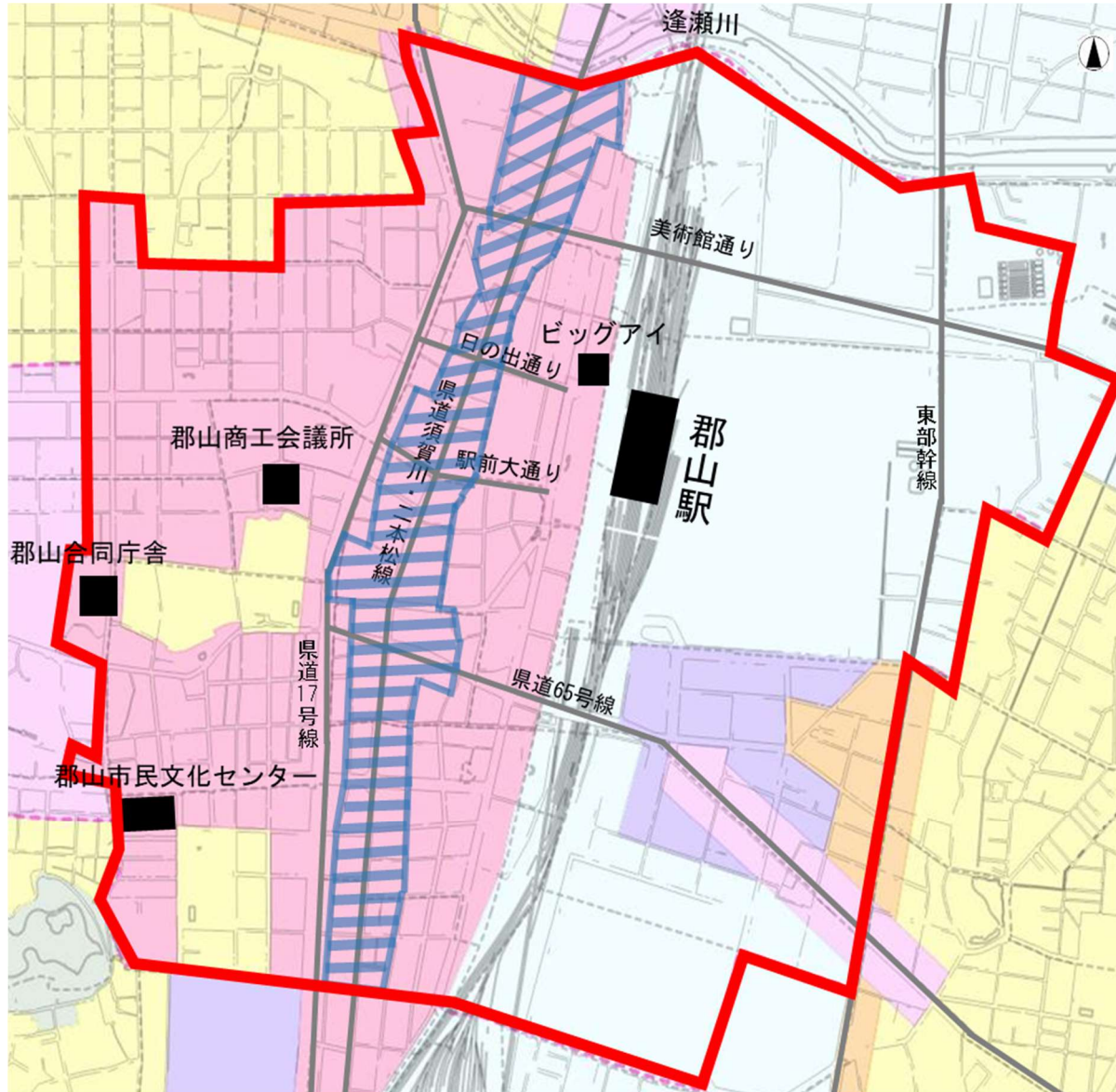
（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月3日から施行する。

別図（第2条関係）



備考

- 1 中心市街地は、図に太線で示した内側の範囲とする。
- 2 重点区域は、図に示す斜線の区域内で、県道須賀川・二本松線沿いの一街区を範囲とする。

別表1（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助金の額	備考
以下のリノベーションに要する費用 1 店舗（小売業、宿泊業、飲食サービス業及び生活関連サービス業を行うものに限る。） 2 オフィス 3 業務支援施設（コワーキングスペース、会議室等） 4 コミュニティスペース等地域の活性化に寄与すると認められる施設 5 その他市長が適当と認めるもの	(1) 内装工事費 (2) 外装工事費 (3) 建具工事費 (4) 給排水衛生設備工事費 (5) 冷暖房及び空調工事費 (6) 電気及び照明工事費 (7) ガス工事費 (8) 設計及び工事監理費 (9) 工具等のレンタル費 (10) 残置物撤去費	補助対象経費の2分の1以内の額（1補助事業当たり「重点区域」にあつては150万円、「重点区域以外」にあつては50万円を限度とする。）	・補助対象経費の内容（1）～（7）については工事に伴う資材等購入費を含むものとする。 ・次に掲げるものは補助対象経費に含めないものとする。 ア 消費税及び地方消費税額に相当する額 イ 国、地方公共団体等から交付を受けた補助金その他これに類する収入に計上された補助対象経費

別表2（第5条関係）

交付申請者	書類
遊休不動産所有者が補助事業を実施する場合	(1) 同意書兼誓約書（第3号様式） (2) 遊休不動産の全部事項証明書 (3) 遊休不動産が利活用されていなかったことが確認できる書類 (4) 補助対象経費が確認できる書類 (5) 遊休不動産の位置図 (6) 設計図書等（配置図、平面図、立面図等） (7) 遊休不動産の写真（内観及び外観） (8) 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類 (9) 国、地方公共団体等から交付を受けた補助金その他これに類する収入に計上された補助対象経費を確認できる書類（当該収入がある場合に限る。） (10) その他参考となる書類

遊休不動産所有者と賃貸借契約を締結し補助事業を実施する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 同意書兼誓約書（第3号様式）</li><li>(2) リノベーション施工同意書兼遊休不動産未利用期間確認書（第4号様式）</li><li>(3) 遊休不動産の全部事項証明書</li><li>(4) 賃貸借契約書の写し</li><li>(5) 補助対象経費が確認できる書類</li><li>(6) 遊休不動産の位置図</li><li>(7) 設計図書等（配置図、平面図、立面図等）</li><li>(8) 遊休不動産の写真（内観及び外観）</li><li>(9) 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類</li><li>(10) 国、地方公共団体等から交付を受けた補助金その他これに類する収入に計上された補助対象経費を確認できる書類（当該収入がある場合に限る。）</li><li>(11) その他参考となる書類</li></ul>
-------------------------------	--

郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業計画書

1. 申請者の概要

1	区分 (いずれかに○)	個人	※法人(団体)の場合は記入してください。	
		法人(団体)	フリガナ	
			法人(団体)名	
2	氏名 (法人(団体)の場合、代表者の役職も記載)	役職		
		フリガナ		
		氏名		
3	住所又は所在地	〒		
4	連絡先	電話番号		
		メールアドレス		
5	資本金 (法人(団体)の場合は記入)			

該当するパターンに✓を記入し、対象項目への記入をお願いします。

		補助事業実施者	利活用事業実施者	対象項目
<input type="checkbox"/>	物件所有者	●	●	2-1へ
	賃借人	-	-	
<input type="checkbox"/>	物件所有者	-	-	2-1へ
	賃借人	●	●	
<input type="checkbox"/>	物件所有者	●	-	2-2へ
	賃借人	-	●	

※「3. リノベーション内容」は、全ての方が記入してください。

※「補助事業」とは、要綱第1条に規定する中心市街地の遊休不動産をリノベーションする事業のことを言います。

※「利活用事業」とは、要綱第2条第1項第5号及び同条第2項に規定する事業のことを言います。

2-1. 物件所有者又は賃借人が補助事業を実施し、利活用事業を実施する場合

1	事業経験 (いずれかに○)	あり ・ なし	ありの場合	事業内容(概要)		
2	店舗(予定)名					
3	業種		4	利活用事業開始 (予定)日	年 月 日	
5	利活用事業内容					
6	営業時間・ 定休日等		7	従業員数 (申請者本人 は除く。)	<small>※正規、非正規従業員数等のそれぞれの人数を記入</small>	
8	事業計画					
9	補助金 活用理由					

2-2. 物件所有者が補助事業を実施し、賃借人が利活用事業を実施する場合

1	賃借人が 決定している場合	賃借人住所	
		賃借人氏名	
		賃貸借契約締結日	年 月 日
		賃借人が実施する 利活用事業内容	
2	賃借人が 決定していない場合 <small>※補助事業実施後1年以内 には利活用事業を実施する者へ 賃貸をする必要があります。</small>	今後の計画	

3. リノベーション内容

1	これまでに支払われた本補助金の額 (いずれかに○)	あり	ありの場合	補助金交付決定日 (決定通知文書番号)	年 月 日 ( 郡都第 号)	
		なし		補助金交付額	円	
2	活用物件の所在地	〒963-		該当する方に ▼	<input type="checkbox"/> 重点区域 (150万円上限)	
		郡山市			<input type="checkbox"/> 重点区域以外 (50万円上限)	
3	施工事業者 ※複数施工事業者がある場合には工事名ごとに記入 ※市内事業者へ発注できない場合は理由書(第5号様式)を提出	施工事業者名(工事名)				
		住所・事務所所在地				
4	工事計画	工事開始予定日	年 月 日			
		補助対象経費にかかる工事開始予定日	年 月 日			
		工事完了予定日	年 月 日			
5	事業費	総事業費((A)+(B)) ※税抜			円	
		補助対象経費	金額(円) ※税抜	補助対象外経費	金額(円) ※税抜	
		(1)内装工事費	円	工事費	円	
		(2)外装工事費	円	工事費	円	
		(3)建具工事費	円	工事費	円	
		(4)給排水衛生設備工事費	円	工事費	円	
		(5)冷暖房及び空調工事費	円	工事費	円	
		(6)電気及び照明工事費	円			
		(7)ガス工事費	円			
		(8)設計及び工事監理費	円			
		(9)工具等のレンタル費	円			
		(10)残置物撤去費	円			
合計(A)		円	合計(B)	円		
↓ (A) × 1/2			円 (C)			
6	補助金交付申請額(D)	(C)と限度額のいずれか少ない方 ※1,000円未満は切り捨て			円	

※ 次に掲げるものは補助対象経費に含めません。

- (1) 消費税及び地方消費税額に相当する額
- (2) 国、地方公共団体等から交付を受けた補助金その他これに類する収入に計上された補助対象経費

郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業収支予算書

1. 収入の部

（単位：円）

区 分	内 容	予算額
本補助金 （第1号様式（D）の額）	郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助金	円
その他補助金等 （国、地方公共団体等から 交付を受けたもの）		円
自己資金	貯蓄等	円
借入金		円
その他		円
合 計		円

2. 支出の部

（単位：円）

区 分	内 容	予算額（税込）
補助対象経費		円
補助対象外経費		円
合 計		円

※ 「内容」には各区分の詳細を記入願います。

※ 行が不足する場合には、適宜追加してください。

同意書兼誓約書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所又は  
所在地 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名

(法人(団体)名及び

代表者役職氏名) \_\_\_\_\_

(自署又は記名押印)

電話番号 \_\_\_\_\_

郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助金申請に当たり、郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を確認し、下記の事項について同意及び誓約します。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

【同意事項】

- 税務担当課へ次の税目の納付状況(税目、税額、申告の有無等)の照会に関すること。

(確認税目)

個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税

- 本補助金の申請及び実績報告の内容について、市が必要に応じて関係所属と情報共有を行うこと。  
 物件所有者や周辺地域住民等の関係者との間に起きたトラブルについては、市で一切責任を負わないこと。

【誓約事項】

- 補助金申請書、事業計画書（第1号様式）、収支予算書（第2号様式）その他必要書類に記載の内容等に偽りがないこと。  
 【遊休不動産所有者の場合】遊休不動産を共有する者がいる場合には、リノベーションを行うことについて共有者全ての同意を得ていること。  
 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当していないこと。  
 利活用事業が公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行うものではないこと。  
 利活用事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものではないこと。  
 利活用事業が宗教活動又は政治活動を目的とするものではないこと。  
 利活用事業に関して必要な許認可等を取得しているもの。  
 利活用事業がフランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を行うものではないこと。  
 要綱別表1に規定する補助対象経費とならない経費を含んでいないこと。  
 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。  
 2年以上利活用事業を継続して実施する又は利活用事業を実施する者と2年以上の賃貸借契約

が締結されること。

- 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- 補助金の交付の対象となった事業について市長が行う調査に協力すること。

※記載内容に虚偽等があった場合は、補助金の決定を取り消すことがあります。

※記載内容や添付書類に不備があった場合は、補助金の交付の決定が遅れることがあります。

リノベーション施工同意書兼遊休不動産未利用期間確認書

年 月 日

郡山市長

【遊休不動産所有者】

住所又は

所在地

(フリガナ)

氏名

(法人(団体)名及び

代表者役職氏名)

(自署又は記名押印)

電話番号

私は、私が所有する遊休不動産について、下記のとおり6か月以上利用されていないことを証明します。また、当該遊休不動産において、下記2の者がリノベーション及び郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助金の申請等を行うことに同意します。

記

1. 遊休不動産

所在地	郡山市
従前の用途	
遊休不動産が 未利用となった日	年 月 日
未利用期間	年 か月

2. 交付申請者

住所又は所在地	
氏名 (法人(団体)名及び 代表者役職氏名)	

郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業市外業者選定理由書

年 月 日

郡山市長

住所又は  
所在地

（フリガナ）

氏 名

（法人（団体）名及び  
代表者役職氏名）

電話番号

郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業について、下記の理由により市外業者へ発注を行います。

記

1. 発注先

工事名	
住所又は事務所所在地	
業者名	

2. 市内事業者へ発注できない理由

（具体的に記入願います。）

※複数事業者に依頼する場合、1つでも市外事業者が含まれている場合には提出が必要です。

郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業収支決算書

1. 収入の部

（単位：円）

区 分	内 容	決算額
本補助金 （第7号様式（D）の額）	郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助金	円
その他補助金等 （国、地方公共団体等から 交付を受けたもの）		円
自己資金	貯蓄等	円
借入金		円
その他		円
合 計		円

2. 支出の部

（単位：円）

区 分	内 容	決算額（税込）
補助対象経費		円
補助対象外経費		円
合 計		円

※ 「内容」には各区分の詳細を記入願います。

※ 行が不足する場合には、適宜追加してください。

郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業実績報告書

該当するパターンに✓を記入し、対象項目への記入をお願いします。

		補助事業実施者	利活用事業実施者	対象項目
□	物件所有者	●	●	1-1へ
	賃借人	×	×	
□	物件所有者	×	×	1-1へ
	賃借人	●	●	
□	物件所有者	●	×	1-2へ
	賃借人	×	●	

※「2. 報告内容」は、全ての方が記入してください。

※「補助事業」とは、要綱第1条に規定する中心市街地の遊休不動産をリノベーションする事業のことを言います。

※「利活用事業」とは、要綱第2条第1項第5号及び同条第2項に規定する事業のことを言います。

1-1. 物件所有者又は賃借人が補助事業を実施し、利活用事業を実施する場合

1	店 舗 名			
2	業 種	3	利活用事業開始日	年 月 日
4	利 活 用 事 業 内 容			
5	営 業 時 間 ・ 定 休 日 等	6	従業員数 (申請者本人は除く。)	※正規、非正規従業員数等のそれぞれの人数を記入
7	事 業 計 画			

1-2. 物件所有者が補助事業を実施し、賃借人が利活用事業を実施する場合

1	賃借人が 決定している場合	賃 借 人 住 所	
		賃 借 人 氏 名	
		賃 貸 借 契 約 締 結 日	年 月 日
		賃借人が実施する 利活用事業内容	
2	賃借人が 決定していない場合 ※補助事業実施後1年以内には利活用事業を実施する者へ賃貸をする必要があります。	今 後 の 計 画	

2. 報告内容

1	活用物件の所在地	〒963-	該当する方に ✓	<input type="checkbox"/> 重点区域 (150万円上限)	
		郡山市		<input type="checkbox"/> 重点区域以外 (50万円上限)	
2	<b>施工事業者</b> <small>※複数施工事業者がいる場合には工事名ごとに記入 ※市内事業者へ発注できない場合は理由書(第5号様式)を提出</small>	施工事業者名(工事名)			
		住所・事務所所在地			
3	工事計画	工事開始日	年	月	日
		補助対象経費にかかる工事開始日	年	月	日
		工事完了日	年	月	日
4	事業費	総事業費((A)+(B)) ※税抜		円	
		<b>補助対象経費</b>	<b>金額(円) ※税抜</b>	<b>補助対象外経費</b>	<b>金額(円) ※税抜</b>
		(1) 内装工事費	円	工事費	円
		(2) 外装工事費	円	工事費	円
		(3) 建具工事費	円	工事費	円
		(4) 給排水衛生設備工事費	円	工事費	円
		(5) 冷暖房及び空調工事費	円	工事費	円
		(6) 電気及び照明工事費	円	工事費	円
		(7) ガス工事費	円		
		(8) 設計及び工事監理費	円		
		(9) 工具等のレンタル費	円		
		(10) 残置物撤去費	円		
		合計(A)	円	合計(B)	円
↳ (A) × 1/2		円 (C)			

↓

5	補助金実績報告額(D)	(C)と限度額のいずれか少ない方 ※1,000円未満切り捨て	円
---	-------------	-----------------------------------	---

※ 次に掲げるものは補助対象経費に含めません。

- (1) 消費税及び地方消費税額に相当する額
- (2) 国、地方公共団体等から交付を受けた補助金その他これに類する収入に計上された補助対象経費

郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業取得財産処分承認申請書

年 月 日

郡山市長

住所又は  
所在地

（フリガナ）

氏 名

（法人（団体）名及び  
代表者役職氏名）

（自署又は記名押印）

電話番号

郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、郡山市まちなかりノベーション改修工事支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1. 物件名

2. 取得価格及び時価

3. 取得年月日

4. 処分の理由

5. 処分の方法

6. 処分予定価格